役員及び評議員の報酬等の支給の基準に関する規程

2020年3月26日
制定

改正 2021年3月25日一部改正
改正 2024年3月21日一部改正
改正 2024年10月24日一部改正

（目的）

第１条　この規程は、学校法人根津育英会武蔵学園（以下「本法人」という。）の寄附行為第59条第１項に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、各用語の定義は次の各号に定めるところによる。

（１）　役員とは、理事及び監事をいう。

（２）　常勤理事とは、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びその他の本法人を主たる勤務場所とする理事であって、次号に該当する教職員理事を除いた者をいう。

（３）　教職員理事とは、本法人の教職員として給与を支給されている理事をいう。

（４）　非常勤理事とは、前２号以外の理事をいう。

（５）　常勤監事とは、監事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（６）　非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。

（７）　教職員評議員とは、本法人の教職員として給与を支給されている評議員をいう。

（８）　報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいい、教職員の給与及び退職金に関する規程に基づくものを含まない。

（９）　費用とは、役員又は評議員としての職務遂行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

（１）　常勤理事及び常勤監事に対しては、報酬、賞与及び退職慰労金

（２）　非常勤理事及び非常勤監事に対しては、日額報酬

（３）　評議員に対しては、日額報酬

２　教職員理事及び教職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。

３　第１項第２号及び第３号の報酬には、交通費を含むものとする。

（役員の報酬）

第４条　常勤理事及び常勤監事に、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に定める指定職俸給表を準用し、その俸給月額以内で報酬を支給するものとする。

２　非常勤理事の報酬は、次の各号のとおりとする。

（１）　理事会に出席した日　12,000円以内

（２）　法人運営のための業務のうち、前号以外の業務にあたった日　50,000円以内

３　非常勤監事の報酬は、次の各号のとおりとする。

（１）　理事会及び評議員会に出席した日　12,000円以内

（２）　法人運営のための業務のうち、前号以外の業務にあたった日　60,000円以内

（地域手当）

第５条　常勤理事及び常勤監事に、給与法に定める地域手当に準じて、地域手当を支給することができる。

（通勤手当）

第６条　常勤理事及び常勤監事に、通勤手当として次の額を支給することができる。ただし、通勤距離が片道２㎞以上の場合に限る。

（１）　鉄道、バス等を利用する場合、その１か月の通勤に要する運賃相当額。ただし、55,000 円を支給限度額とする。

（評議員の報酬）

第７条　評議員の報酬は、次の各号のとおりとする。

（１）　評議員会に出席した日　12,000 円以内

（２）　法人運営のための業務のうち、前号以外の業務にあたった日　50,000 円以内

（報酬の支給方法）

第８条　常勤理事及び常勤監事の報酬（地域手当及び通勤手当を含む。）は、当月１日から末日までの分を当月 15 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

２　非常勤理事、非常勤監事及び評議員の報酬のうち、第４条第２項第１号、同条第３項第１号及び第７条第１号に定める報酬は年度ごとに一括して、第４条第２項第２号、同条第３項第２号及び第７条第２号に定める報酬はその都度支給する。

３　報酬等は、通貨で支給する。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の銀行、その他の金融機関の口座へ振込むことによって支給する。

（月中就任等の取扱い）

第９条　常勤理事及び常勤監事（以下本条において「常勤の役員」という。）が月の途中で新たに就任した場合は、就任の日からその月の報酬を計算する。

２　常勤の役員が月の途中で退任（解任等を含む。以下同じ。）した場合は、退任の当日までその月の報酬を計算する。

３　前項の規定にかかわらず、常勤の役員が月の途中で死亡により退任した場合は、退任の当日の属する月までの報酬を計算する。

４　給与法の改正等の事由により、常勤の役員の報酬が増額又は減額となった場合は、事由発生時から日割計算にて計算する。

（役員賞与）

第 10 条　常勤理事及び常勤監事に、給与法に定める指定職俸給表適用者に支給される期末手当及び勤勉手当に準じて、その範囲内で役員賞与を支給することができる。

（役員退職慰労金）

第 11 条　常勤理事及び常勤監事が退任した場合は、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）に準じて、その範囲内で役員退職慰労金を支給することができる。

（費用）

第 12 条　役員には、学校法人根津育英会武蔵学園国内旅費規程及び学校法人根津育英会武蔵学園国外旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

２　評議員が法人運営のための業務（理事会及び評議員会の出席を除く。）のため出張した場合は、前項を準用して旅費を支給する。

３　役員及び評議員が法人運営のための業務のため旅費以外の費用を要する場合は、当該経費を支給する。

４　教職員理事及び教職員評議員に対しては、費用は支給しない。

（備置き及び閲覧）

第 13 条　本法人は、毎会計年度終了後３月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨及び確認した日付を記載した書類を作成し公表するものとする。

２　本法人は、この規程を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（公表）

第 14 条　本法人は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として、インターネットの利用により公表する。

（雑則）

第 15 条　この規程の実施に関し必要な事項は、常任理事会が別に定める。

（所管）

第 16 条　この規程に関する所管部署は、人事課とする。

（改廃）

第 17 条　この規程の改廃は、本法人の寄附行為第 39 条第２項第４号の規定に基づき、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が行う。

附 則

1　この規程は、2020 年４月１日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、役員報酬等に関する規程（2005 年３月 17 日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、2021 年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、2024 年３月 21 日から施行する。

附　則

この規程は、2025 年４月１日から施行する。